

東京土地家屋調査士会境界紛争解決センター事前調査規程

(目的)

第1条 東京土地家屋調査士会境界紛争解決センター（以下「境界センター」という。）規則第3条に定める紛争解決のための第1回期日前の資料等の調査（以下「事前調査」という。）に関して必要な事項を定める。

(調査員の選任)

第2条 境界センター長は、事前調査にあたる者（以下「調査員」という。）を解決委員候補者名簿の中から選任する。

(調査員の職務)

第3条 調査員は、申立受理後その申立に提出された証拠書類、参考資料等の調査を行い、申立の内容から紛争解決のため必要な、補充されるべき他の資料の有無の確認、資料の収集及び現地事前調査等を行う。

- 2 調査員は、事前調査の結果を第1回期日までに文書をもって、境界センターへ報告しなければならない。
- 3 解決委員は、必要であると認める場合、事前調査の結果につきその内容の報告を調査員に求めることができる。

(守秘義務)

第4条 調査員は、紛争に関しての内容、事前調査結果その他職務上知り得た事実を前条以外他に開示してはならない。

(調査員に対する報酬)

第5条 調査員の報酬は、調査に要した日勤手当とし、本会の定める「役員等給与手当規程」及び「旅費規程」を準用する。ただし、境界センターは、調査に要した公租公課及び交通費実費相当額を加算することができる。

(規程の改廃)

第6条 本規程の改廃は、本会理事会の決議による。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成15年7月11日から施行する。

附 則

(施行期日)

平成 17 年 3 月 11 日第 12 回定例理事会にて一部改正し，同日施行する。

附 則

(施行期日)

令和 2 年 9 月 11 日第 6 回定例理事会にて一部改正し，同日施行する。